

大阪府は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 50 条第 1 項第 8 号の規定により、以下の指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しますので、お知らせします。

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 合同会社山之内
- (2) 代表者 代表社員 山之内 雅美
- (3) 所在地 大東市三住町 11 番 45 号

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名 パオ介護サービス
- (2) 所在地 大東市住道一丁目 9 番 8 号
- (3) サービス種別 居宅介護・重度訪問介護・同行援護

3 指定取消年月日

平成 29 年 11 月 17 日

4 指定取消の理由

(1) 不正の手段による指定

当該法人の代表者は、大阪府への指定申請から事業開始までの間に、サービス提供責任者が常勤専従できなくなったことを知ったにもかかわらず、申請の取り下げ等を行うことなく虚偽申請の状態で行った。